

第1回東京都動物保護管理審議会会議録

1 日時

平成15年8月7日 木曜日 開会 午後2時05分 閉会 午後3時25分

2 場所

都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

3 出席者(敬称略)

委員	会田 保彦	(財)日本動物愛護協会理事 事務局長
	石井 栄子	主婦連合会常任理事
	遠藤 衛	東京都議会自由民主党
	小山 洋子	東京都小学校PTA協議会顧問
	佐藤 志伸	(社)東京都獣医師会理事
会長	関 哲夫	弁護士
	田中 傳	(社)日本愛玩動物協会理事長
	中嶋 義雄	都議会公明党
	林 良博	東京大学農学部教授
	山口 千津子	(社)日本動物福祉協会専門調査員
	山口 安夫	(社)日本動物保護管理協会事務局長
	大山 恭司	千代田区助役

4 議事

- (1) 諮問理由説明
- (2) 資料説明
- (3) 質疑応答、審議
- (4) その他

午後2時05分開会

齋藤部長より、本会議委員定数14名、現在の出席者は11名で定足数に達している旨を報告。

健康局長挨拶

健康局長の平井でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中を東京都動物愛護管理審議会にご参加いただきましてまことにありがとうございます。また、平素より東京都の健康行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今日、動物は単なる愛玩用としてだけではなく人々と心の通い合う人生の伴侶、あるいは家族の一員という意識が広く都民の間に定着しつつあります。その一方で、動物虐待、あるいは遺棄、飼育にかかわる様々なトラブル、あるいは動物由来感染症に関する課題などマイナスな面も数多く指摘されているところでございます。

このため、一層の動物愛護と適正飼養の推進を図り、都民の健康と安全を確保しつつ、都民と動物との適切な関係を築いていくことが非常に重要な課題だと考えてお

ります。都には、都民と適切な役割と分担と総合協力により、これら施策を円滑に進めていくことが求められているものと理解しておるところでございます。都は平成14年の条例改正によりまして、動物の愛護及び管理につきまして、基本的かつ総合的施策を策定し、都民と協力して様々な施策を実施していくことといたしました。

そこで今日は、「東京都動物愛護推進総合基本計画の策定について」という課題で諮問させていただくことといたしました。この計画は、人と動物が調和のとれた豊かな共生社会を実現するため、都が条例に基づきまして、初めて作成する総合基本計画となるものでございます。委員お皆様方におかれましては、今後の人と動物のあるべき関係、あるいは東京都という地域でのあり様などにつきまして、高く広いお立場から活発なご審議をいただければというふうをお願いいたすところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

委員紹介

齋藤部長より、委員及び当局職員の紹介。

会長選出

関委員を会長候補に推薦する旨の発言あり。他の委員に異議なく、関委員が会長に選出される。

副会長氏名

関会長より、林委員を副会長(会長職務代理者)に指名する旨発言あり。

諮問

平井健康局長から関会長に諮問書を手交。続いて、篠田課長より諮問書を朗読。
(平井健康局長退席)

議事

(1) 諮問理由説明

事務局より、諮問理由について説明。

(2) 資料説明

事務局から総合基本計画策定趣旨、計画案骨子及び資料について説明。

(3) 質疑応答、審議

会長 計画案の骨子につきまして、ご意見、ご提案をちょうだいしたいと思えます。いかがでございましょうか。

委員 都民への情報・知識の提供及び支援」というところがありますが、今テレビ等でよく出てくる、おもしろおかしく感染症等を取り上げてしまうということに関して、も何かご検討いただいた方がよろしいのかなというふうになんとも感じております。

会長 今のご意見につきまして、事務局でいかがでしょうか。

事務局 このところにも、私どもとしまして、愛護教育の充実ですとか、あるいは普及啓発媒体を使っているいろんな形でパンフレット、ポスター、そういったものを使って効果的にやっていきたい。ホームページについても、できれば提案していただければありがたいなというふう考えております。手法としましてですね。

委員 どっちかという、現場で毎日動物の患者さんと接する立場の人間としては、なかなかホームページまで見たりとか、行政のパンフレットを見ていただける人というのは限られているので、どうしても、本当は避けられないことなんでしょうけれども、そういうワイドショー的なもので取り上げられているものが非常に質問の中で多く出てくるので、そういうものに対する、おもしろおかしく取り上げられないようにする方向性とかというものができると、一番正しい方向に進んでいくのではないのかなというふう感じているところです。

会長 いかがですか、その辺、事務局で何かお考えはありますか。

事務局 そうしたことは私どもの苦情処理にもたまにございますので、都としては真摯に受け止めまして、こういった計画の中で反映させていただければというふうに考えております。

会長 ほかに何かご意見、ご提案等ございますか。

委員 今のお話ですけれども、参考までに、具体的にはどんな事例があったかちょっとお教え願えませんか。

委員 最近の話では、SARSのことがハクビシンだという話が出てきたときに、私自身は町田なんですけれども、町田にもハクビシンがそこらにちょっとうろついているときがありますので、それは大丈夫なのかというそういうようなことから始まってくるといのが最近のことでは多かったように思っておりますけれども。

会長 ほかにどうぞ。

委員 アンケートの結果の中にも出ておりますけれども、役割と協働の部分でありますけれども、取締、規制の強化、これは非常に大事だと思うんだけど、こうすれば必ず解決するということじゃないと思いますけれども、動物に対する、最後、動物と調和のとれた共生を目指してという真ん中にある飼い主の責務の徹底と情報の提供というふうに、責務ということがかなり出てきていますけれども、少なくとも今日までを見ていると、愛護とは言いながら、本当のペットでありながら最後は、捨てるようなケース、特に子猫ですよ、ああいうものが非常に多いんですね。事例を話しますと、うちの家族はみんな動物が好きなんです。周りの人がうちが好きだということを知っているので、持ってきちゃうんですよ。朝起きると発泡スチロールの中に猫の小さいのがいるとかというのは再々で、私なんか好きで、見ちゃうとかわいそうで捨てられなくて、便秘になっちゃうと浣腸して育てた猫が何匹かいますけれども、こういう条例をつくっても、かなり徹底していきませんと、絵に描いた餅になっちゃうと思うんですよ。この審議会がそういうことはできないにしても、ここにあるような意識の啓発というか、そういうものをもっと徹底するようなことを基本計画の中にぜひ入れていただきたい、というふうに思います。

会長 今日のところは、これから審議会が始まるわけですから、いろいろご意見を承るということですので、ひとつ今のご意見も受け止めてまいりたいと思います。ほかにございますか。

委員 「役割分担の適正化と協働体制の構築」の最後の6番に動物シェルター機能の充実というふうに挙げていただいているんですけれども、これは今のある施設を充実させていくのか、どこか新たにまた建設予定でいらっしゃるのかどちらなんでしょうか。

関会長 どうでしょうか。

事務局 つくっていきたいと思っておりますが、今のところは、事例としましては、三宅島の災害の際に、こちらに引き揚げたときに、一時的に本土といいますか、東京の方で犬、猫を見た。あるいは災害時とか、高齢の方が犬を手放さなければならぬとか、そうした方々への対応としまして、こういったシェルター機能が必要なのではないかとこのところ考えておりますので、ただ、あくまでも審議会の方でご審議いただければと思っておりますけれども、現在は特にこういった施設はございません。

会長 ほかにご意見、ご提案等はございますか。

委員 この案の中で基本理念の2番目に飼い主責務とうたわれておりまして、下の方の具体的施策の展開が1、2、3とございますね。これの3の「健康危機管理対策」、逸走及び危害防止の(3)で個体管理と所有の明示と記されておりますけ

れども、むしろ個体管理と所有の明示というのは、2の「適正飼養の推進」の中にどこか入れるべき項目じゃないのかなと思うんですね。それが先ほどの委員からのご意見がありましたけれども、遺棄の防止にもつながるし、また飼い主の動物に対する適正飼養の意識づけにもつながるんじゃないのかなと思います。

会長 実際のこの審議会として答申を出すには、今後、小委員会等をつくって詰めていく必要があると思いますが、きょうはその小委員会等に対する意見といいますが、ご提案を出していただいて、それを引き継いでいきたいと思いますが、何か。

委員 策定の案のところの背景はここに書かれているとおりだと思いますが、その背景を得てこの四つの課題が掲げられているわけですが、この課題を得て、この基本理念が三つになっていますけれども、この三つの中の「動物取扱業に対する社会的役割・責任の増大」という課題は、事務局としては、どのあたりに包括されるということをお考えでいらっしゃいますでしょうか、まずそれを伺ってから意見を述べさせていただきたいと思います。

会長 ちょっと今のよくわからなかったんですが、もう一度。

委員 課題が今ここに四つ掲げられていて、飼い主の責務の徹底と情報の提供は当然のことながら、アンケート調査にもありましたけれども、飼い主の動物の知識不足だとか、二つ目の問題点としては、動物取扱業での販売動物の取り扱い方というところが課題として抱えているわけですが、その課題がこの基本理念の三つのどこに含まれているということでこの三つに絞られたのか、事務局側のお考えを伺わせていただいて、それから意見を述べさせていただきたいと思います。

事務局 基本理念の「飼い主責務の徹底と情報の提供」というところと動物取扱業、ほとんど入手するのはそこなものですから、一方では、健康と安全の確保という部分にも一部かかわってくるかと思えます。

委員 大体の場合は自然飼養というか、そこにうろろしている動物を拾ってきてということではなくて、ペットショップなどで動物を買ってくるというようなことが都民に多くあると思うんですね。私はちょっと現状を正確に把握していないので、ちょっと的を得た話ではないかもしれませんが、まず現状として、このペットを販売する、要するに売買とするときの許認可制になっているかどうか。それからペットを購入するときに、購入する、つまり飼い主の責務ですが、購入するときに少なくとも動物というのはこういうふうにして飼って下さいね、もし万が一こういうことがあったら、こういうところに相談ないしは連絡をして下さいというような飼い主にもきちんと具体的な責務を問うような現状になっているのか、ちょっとその辺の現状を伺いたいなというふうに思いましたんですが。

事務局 1番目のいわゆるペットショップが許可制になっているかということでございますけれども、法律は届け出制でございます。ただ、都の方は、条例で登録という一歩進んだ形の業者の把握をさせてもらっております。これは、11年に法律が変わって12年に施行されるのに先立って、12年3月に条例を改正し、一歩進んだ型にさせてもらっています。それから、主任者という責任者を置いておりますので、そういった形で指導もしておりますので、飼われる方に特に野生動物なんかになりますと、いろいろな特性がございますので、そういった飼い方とか、そういったことを指導もするという形でうちの方はやっておりますけれども、

委員 すみません。あんまりお時間をとっては思いますので、これは策定計画でありますので、その後で具体的に現場レベルで、どのような条例でどのようなところで案を練っていくかというのはその後の話だと思いますが、現実問題、例えばペットショップで猫を飼いたい、犬を飼いたいといったときに、その主任の方が

いて、このように飼ってください、このようにした方がいいですよということは余り経験がない気がいたします。それは現状の問題ですね。ですので、私が先ほどから申し上げたかったのは、この基本理念、 、 とありますが、課題をせっかく具体的に四つ挙げられているとすれば、私はペットを飼い始めるところの入り口のところが一番大事なところであろうというふうに考えるので、この基本理念のところにも、もう一つ具体的にペット業者の部分が入るべきなのではないかなというふうに思いました。意見です。

会長 今のようなご意見もいただいて、いろいろ参考にしたいと思います。はい、どうぞ。

委員 ただいまのご質問と意見に絡むんですが、この「人と動物との調和のとれた共生を目指して」という東京都が非常に高い基本計画を立てられた。これは大変いいことだと思います。この中には、東京都単独ではできないことというのはたくさんあるんだと思うんですね。少なくとも幾つか思い当たるところがあるんですが、例えば虐待・遺棄防止、これは東京都民に対して呼びかけるわけですから、東京都の中で実効性がどう半つかこれからいろいろあると思いますけれども、しかし例えば、この動物取扱業に関しては、東京都だけ締めても近隣の市町村はたくさんあるわけですね。首都圏の中で県もあり、もっと外まであります。そこから買ってこられるということだってあるわけで、日本全体で動物取扱業をどう締めるかという、つまり、すべて入り口管理と飼い始めてから後の維持、ここの質を高める。あと出口というのは遺棄するな、捨てるなということなんですけれども、あるいは虐待はちょうど飼っている最中ですけども、入り口のところが一番大切だという委員の意見に私も大変賛同するんですけども、例えば野生動物絡みの問題というのはたくさん起きてきているわけで、本来飼養してはいけなような動物までもどんどん輸入していますね。これも原則禁止するというのは東京都だって言えるはずがなく、日本全体の問題だろうというふうに思うんですが、そのときに、こういう基本計画を立てていくときに私の質問ですけども、そういった東京都単独ではできない課題について、当然、これはここでは触れることになるんですが、基本計画には盛り込めないけれども、例えば国に対して要望するとか、そういったものはどういう扱いをこの審議の過程でとられるのかということも事務局にお聞きできたらというふうに思うんですが。

会長 確かに今の問題は、計画の性格にかかわってきますよね。東京都としてどこまで守備範囲というか、どこまで詰めるのかという事務局はどういうお考えですか。

事務局 国への提案ですとか、施策要望等は、当然、事あるごとに必要なものはしていかなければいけないと思っています。それをここで言っている総合的な施策の中で書き込むのか、その中の一つの推進方策みたいなところを適宜国への提案等を行うという形で書き込むのか、いろいろな書き込み方なり考え方はあるうかと思いますが、ご審議いただく際には、そういった指摘をいただければ、どういう形でか、現実的にか、あるいは基本計画の中に織り込む何らかの方法等が出てくるかと思っていますので、十分ご審議いただければと思います。

会長 基本的な計画がまず枠組みができて、それから個々の別の問題についても、具体問題についても、新たな方針というか、そういうものができてくるわけですね。今のところはまず基本計画ということですね。

事務局 はい、そうです。

委員 基本計画の中で広く論議してもよろしいと、こういうことになりませんか。

会長 その辺は次の課題として送るという意向のようですけども、ほかにいかがで

すか。

委員 今の動物取扱業の問題なんですけれども、確かに国の法律でできるのが一番なんですけれども、結局、今の動物愛護法ができるときも、先に東京都が登録ということでしたが、全国的には届け出ですけれども、東京自体は登録制になっていますから、法律より上を行っているということですので、もう一つ上の許認可に条例として、確かに周りはあるですけれども、東京都が国を引っ張っていくという形ですることも可能なのではないのかなと。東京が日本の先陣を切るということも、そして周りの関東からじわじわと全国にその同じ傾向を広めていくということもできるのではないかなというふうに少し考えるんですけれども。

会長 確かに今の動愛法というのは、ちょっと動管法と違って地方公共団体の権限というものを広げていますよね。おっしゃるような少し国のレベルを上回るような、あるいは国の方で取り上げていないような横だしのこともできないわけじゃないと思うんですね。その辺は基本計画の段階でも視野に入れていいと思います。それではそういうことで、今回諮問を受けました基本的な計画、これは考えてみますと、内容、ボリュームが非常に大きいと、事務局から一応骨子案というものが示されたわけなんですけれども、それからさらに、よりそれを詳細化して、具体的な作業を進めていくためには、この大きな審議会においてはちょっと難しいので、小委員会的なものを設けて詰めるという必要があるかと存じます。そこで、条例施行規則24条5項の規定に基づきまして、今後の審議会運営につきまして、私の方からご提案をさせていただきたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたとおり、大変忙しくて、今年11月を目途に答申をしてほしいということでございます。そうしますと、与えられた時間の中でかなり効率的に審議を進めていかなければならないということになります。そこで、今回の諮問事項を集中的に作業していくために、この審議会の下に起草委員会というものを設置したいと思っております。この起草委員会では、学術的見地も踏まえて幅広く検討し、本計画の原案を作成して、この審議会に報告していただくことで成案にしていきたいというふうに存じております。そこで、起草委員会の設置に関して皆様のご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。
起草委員会を設置するということについてはご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、ただいま起草委員会の設置につきまして、皆様のご賛同をいただきましたので、今後起草委員会において、原案作成をお願いしたいと思います。

次に、この起草委員会の人選はいかがいたしましょうか。何かお考えはございますか。

(会長一任の声あり)

会長 会長一任ということでございますので、委員の選任につきましては、後日私が事務局と協議をいたした上で決定、通知をしたいと思っております。ご了承いただきたいと思っております。そろそろ予定の時間も近づいてまいっておりますけれども、ほかにこの際、ご意見、ご質問等はございますか。

委員 先ほど動物取扱業者のことで話がありました。これは全国的に動愛法に基づいて動物愛護推進員制度というのが設けられております。それで東京都の場合は、私どもの協会の関係から約23名ぐらい出ているかと思いますが、各店舗取扱いの平たく言えばペットショップに取扱主任者というのは一人いるわけですね。この人が責任を持って販売するときにはいろいろ説明をしたり、注意をしたりやっているわけなんです。それで、しかも、東京都の場合は登録制ということで、そ

れから、そのほかの全国的な制度は届け出制になっておりますね。私、住まいは神奈川なんですけれども、神奈川の場合は届け出制になっておりますね。こういう中で私どもの神奈川県では、各ペットショップに動物取扱主任者というのが一人必ずいるわけなんです。販売するときに、この動物はこういうふうに飼いますとか、こうしたらいけませんとか、そういうことを全部一応懇切丁寧にやっているんですが、ただ、そういう動物に対する知識が非常に薄い業者が販売に携わっているのが相当いるわけですね。このことを行政の方で強い指導というものをしていただかないと、いつまで経っても徹底しないんじゃないかと思うんです。それと、各地方に動物愛護推進員という人が行政から任命されております。この人たちは、私はこれは動物の民生員というふうに申し上げているんですけれども、どこどこにはこういう動物の指導員がいるんだということを、これは広報等を通じて住民に徹底させていただくと、いろんなわからないことはそういうところに相談していただく、それから各店舗にもいるわけなんです、そういう一つの流れというものははっきりわかるようにしていただいたらいいんじゃないかと、そういうふうに考えております。率直に申し上げますと、いろんな制度ができて、それが徹底的に機能しないと効果が上がらないという感じが非常に強いんですけれども、そういう意味において、行政とかいろんな人の指導をもう少し徹底していただいたらいいというふうに考えております。

会長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

委員 一つだけよろしいですか。この基本計画は、平成15年度から平成24年度までの10年間の計画ということで書かれ、私、先ほども言いましたけれども、こういう基本計画は大変いいことだというふうに思っているんですが、例えば、今度改正になりました以前の「動物の保護及び管理に関する法律」、これは昭和48年だったでしょうか、随分いろんな人からあれはざる法だと悪口を言われ続けてきた法律ではあるんですが、よくよく見ると昭和45年から47年、つまり、あの法律ができる直前が動物が遺棄されて、実際に殺処分される数が70万頭を超えていた時代、特に今犬のことだけをお話していますけれども、犬で70万頭を超えていました。ところが一昨年、大体12万頭まで落ちてきているんですね。これは見事にきれいな直線を描いて72万頭ぐらいから12万頭に落ちてきているんですよ。これはあの法律が直接効果があったのか、それとも、全くあれはざる法で、そうじゃない別の要因が働いていたのかといえ、私は法律があって、その法律が何らかの形のいい影響を与えているんじゃないかというふうに考えていいと思うんです。ただ、残念なことに猫の方は犬のようにはいっていませんで、犬の2倍以上今でも遺棄されて殺処分されているという実態はありますけれども、少なくとも、こういうものがこれまでいろんなことが基本計画の中で立てられて、私たちもこれが実施され、その実施されたものが効果を生むということを期待しているわけなんですけれども、何かこれまで東京都で基本計画を立てられて、要するに事後評価といえますか、後から振り返ってみた場合に、これが効果があったのか、ないのかというようなことは、これまでなされているのかどうか。つくってしまえば、つくったでおしまいだというんじゃなくて、実効性のある計画を立てることが恐らくここにおられる委員の全員の方の希望だと思うんですが、そういうことというのはこれまでありましたか。基本計画を立てて、何年か後にそれが実際にどの程度効果があったかという.....。

事務局 なかなか難しい質問だと思うんですけれども、ひとつ最近の例では、健康局の主要な業務の一つですけれども、東京都保健医療計画というものの第三次改定というのを行ったんですが、その際に、やはり今、先生が言われましたよ

うなご議論がございまして、指標なり、何らの目標とすべき数値を出して、それを今度は次回改定するときに、どういうふうな形で進んだのか進まないのか、都民の方にも、またそれぞれ専門家の方、関係する団体にもわかるような形の計画のつくり方をすべきではないかというご議論があって、現行の保健医療計画ではそういう指標というのが入れてございます。それから、必ずしもこうい計画という形式のものでなくて、都自体、様々な分野について行政評価といましようか、施策評価といましようか、必ずしも計画を対象にしていなくても、いろいろ各局で事業をやっております場合に、それが果たして当初の目的どおり成果を上げているのかというようなことを行政評価という手続の中でやっている。そういった例はございます。よろしゅうございますでしょうか。

委員 5年を一つの目安にしながら、また評価されるということをお聞きしたんですが、大変よくわかりました。ありがとうございました。

会長 確かに今のご指摘のような行政の評価というのは、今までの行政では、わりあいにやや弱かった点があると思うんですね。行政というのはいろいろ計画を立ててどんどん進むというのはいいんですが、その結果どんな効果があったのかとか、そういう点の計測が若干弱かった。これは民間と逆でして、民間は予算よりも決算を重んじると、役所は予算をとったら終わりだという、ちょっと言い過ぎですけれども、あまり結果まできちんと測定してどうなったのかということまでは、だんだん改まりつつあると思いますが、その辺は確かに視野に入れなくちゃいけないと思うんですね。

委員 関連しますが、今のお話は全くそのとおりで、できたら、都は東京都政策指標をつくっているでしょう。その中に入れ込めるようなものを入れなきゃだめですね。東京都政策指標とあって、1年間で富士山の見える日数が今は何日だけれども、将来何日にしますよという、いわゆるベンチマークを東京都はつくっているわけでしょう。カラスのこととか野良猫 - - 今、野良猫と言わないんだね、地域猫と言うんだね。その問題もベンチマークみたいに、きちんと東京都政策指標の中に入るような、そういう基本計画にぜひしたいですね。これを見ても都民はわからないから、この原案見てもね。もっとイメージができるような、10年後にどんなイメージの動物と人間の共生が東京都内に実現するのかということが住民が読んでわかるような、そういう計画にぜひしてもらいたいですね。そうしないとわからない。

事務局 今、私ども内部でこれはいろいろ、きょうは枠組みといましようか、イメージということで、非常に具体性がある意味で乏しい形かと思っておりますけれども、いろいろ議論している中では、例えばの話ですけど、先ほど致死処分数の数がございましたけれども、これを何割減にするとかいろいろなアイデアとしてはあるんですね。それが何らかの施策とうまく連動して減るような形の施策が構築できるかどうか、何を指針するかというようなことは、ぜひまた、先ほどの起草委員会等のお話もございましたけれども、ご議論させていただければと思います。どうもありがとうございました。

会長 大変貴重なご意見がいろいろ出されまして、これはこれから立ち上げる起草委員会で十分に反映していただきたいと思っております。また、起草委員会に対していろいろご注文があれば、事務局の方におっしゃっていただくということでこれから進めてまいりたいと思っております。

(4) その他

事務局より、起草委員会において作成した計画原案について、10月初旬に第2回の

審議会の開催を予定している旨説明あり。

会長 ありがとうございました。それでは、本日の審議会に予定された議事はこれで終了いたしましたので、審議会をこれで閉じたいと思います。本日は長時間にわたり、大変貴重なご意見をいただき、熱心にご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

(午後 3時25分閉会)